

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年9月15日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	富山県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	120-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1113/kj00015305-005-01.html

執行機関名 富山県知事

難病患者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	肝炎患者等のうち知事が認めるものに対する定期検査費用(肝炎患者等が肝炎に係る検査を受診し、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合に肝炎患者等が負担した費用をいう。)の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第1項第7号 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 肝炎患者等のうち知事が認めるものに対する定期検査費用(肝炎患者等が肝炎に係る検査を受診し、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合に肝炎患者等が負担した費用をいう。)の助成に関する事務であって規則で定めるもの

⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第一条	富山県肝炎治療特別促進事業実施要領第19条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であつて、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、 <u>難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。</u>	ウイルス性肝炎に関する相談や啓発及び陽性者のフォローアップにより、 <u>ウイルス性肝炎、肝硬変、肝がんの重症化予防を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		富山県肝炎治療特別促進事業実施要領